

# 鳩ヶ谷小学校 PTA 新会則

## 第1章 名称と事務所

第1条 この会は鳩ヶ谷小学校 PTA と称し、事務所を鳩ヶ谷小学校におく。

## 第2章 目的と活動

第2条 この会は、家庭・学校・社会における児童の福祉を増進するとともに、会員相互の親睦と教養をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 児童の幸福のために父母と教職員が緊密に連絡し協力する。
- (2) 児童の健全な成長環境を整える。
- (3) 教育上必要な調査研究の諸会を開催する。
- (4) その他、この会の目的達成に必要な諸行事を行う。

## 第3章 方針

第4条 この会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 会員の総意によって民主的に運営し、自主団体として他から干渉を受けない。
- (2) 趣旨を同じくするほかの団体および機関と協力する。
- (3) 特定の政党を支持したり、政治的な活動を行ったりしない。
- (4) 非教育的、宗教的、営利的行為を行わない。
- (5) 学校の諸問題について意見はするが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。
- (6) 個人情報について、個人情報保護の観点に基づき、責任をもって管理する。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員資格は、次の通りとする。

- (1) この学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者。
- (2) この学校の教職員。

## 第5章 役員

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名（教頭を含む）
- (3) 会計 2名
- (4) 会員代表 7～10名（教職員1名を含む）
- (5) 会計監査 2名（事務職員1名を含む）

第7条 役員は次の方法によって選出する。

- (1) 役員は、役員選考委員会において候補者を選考し、総会にて承認する。
- (2) 役員選考委員は、全会員を対象に自薦、他薦を問わず役員候補者の推薦を募る。
- (3) 役員会より役員候補内諾者を役員選考委員会に提出することができる。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は会費の集金を行い、この会の会計事務を管理、報告する。
- (4) 会員代表は、この会の業務を分担し、学級委員との連絡を密にする。
- (5) 会計監査はこの会の会計について随時監査し、その結果を総会に報告する。会計監査は他の役職を兼任することはできない。

第9条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員の任期は1年とし、再任することができる。ただし、教員以外の就任期間は最大3年とする。
- (2) 役員の任期満了後も、後任者の就任までは任務を負うものとする。
- (3) 欠員補充の場合は、役員会の承認を得るものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 専門委員会

第10条 本会の活動を充実させるために、次の専門委員会をおく。

- (1) 文化委員会 (校内の美化活動、講座講習諸会合)
- (2) 広報委員会 (PTA 広報誌の発行、その他 PR 活動)
- (3) ベルマーク委員会 (ベルマークの収集・集計)
- (4) 役員選考委員会 (役員候補者の選考)
- (5) 地区安全委員会 (地区別の登校班管理、通学路安全活動)

第11条 各専門委員会は各学級または学年より選出された委員、および教職員によって構成し、任期は1年とする。

第12条 各専門委員会は委員の中から、委員長、副委員長、会計をそれぞれ1名ずつ選出し、その運営にあたる。

第13条 理事会の議決を経て、専門委員会を増設、または改廃することができる。

## 第7章 理事

第14条 役員、および各委員会の正副委員長と会計を理事とする。

第15条 理事は毎学期1回以上理事会を開き、活動の報告および重要事項の審議をする。

## 第8章 会議

第16条 この会の会議は次の通りとし、その目的に応じて招集する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 専門委員会
- (5) 学年集会

第17条 総会については次の通りとする。

- (1) 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。会長がこれを招集し、付議すべき事項、日程を書面又は電磁的方法をもっておおよそ一ヶ月前に通知する。
- (2) 総会は毎年開き、前年度決算の承認、新年度予算の承認、新役員の承認、会則の改廃、各専門委員会の報告、その他重要事項について審議決定する。
- (3) 総会は、有効な委任状を含む、会員数の三分の二をもって成立となる。
- (4) 総会は、出席者の過半数をもって議決する。
- (5) 会長が必要と認める時は、第1項に定める招集を省略し、第2項に定める審議並びに承認を書面・電磁的方法に代える事ができる。
- (6) 理事会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求のあったときは臨時総会を開くことができる。

第18条 理事会は毎学期1回以上、会長が招集し、活動報告および重要事項の審議を行う。

第19条 役員会は会計監査以外の役員で構成し、必要に応じて随時開催する。

## 第9章 参与・顧問

第20条 この会の参与は学校長が担う。参与は全ての会議に出席し、意見を述べるができる。

第21条 この会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、会長の要請により、この会に功労のあった者、および学識経験者の中から、総会の承認を得て決定する。
- (2) 顧問はこの会の相談役として、この会の発展に協力する。

## 第10章 会計

第22条 この会の経費は、会費・寄付金などをもってこれにあてる。

第23条 会費は1世帯年額2500円とし、年度初めに全納するものとする。会費を変更する場合は、総会にて承認を得る。

第24条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。

第25条 この会の決算は、会計監査の監査を経て、総会に報告をされ承認を得なければならない。

第26条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第11章 補足

第27条 この会則は総会の議決を得なければ改廃することができない。この会の運営に関し必

要な細則については、この会則に反しない限り、役員会の議決を経て定める。

## 附 則

- (1) 旧会則は、昭和 37 年 4 月 1 日に実施し、令和 2 年 2 月 3 日に廃止。
- (2) この会則は、令和 2 年 2 月 4 日に全部改正し、実施する。
- (3) この会則は、令和 2 年 6 月 1 日に一部改定し、実施する。
- (4) この会則は、令和 4 年 6 月 1 日に一部改定し、実施する。
- (5) この会則は、令和 5 年 6 月 1 日に一部改訂し、実施する。

## 細 則

### 第1章 慶弔金規定

第1条 教職員の慶弔金について次の通りとする。

- (1) 結婚 5,000 円
- (2) 出産 5,000 円
- (3) 死亡（本人）花輪および 5,000 円 （配偶者および 1 親等の親族） 5,000 円

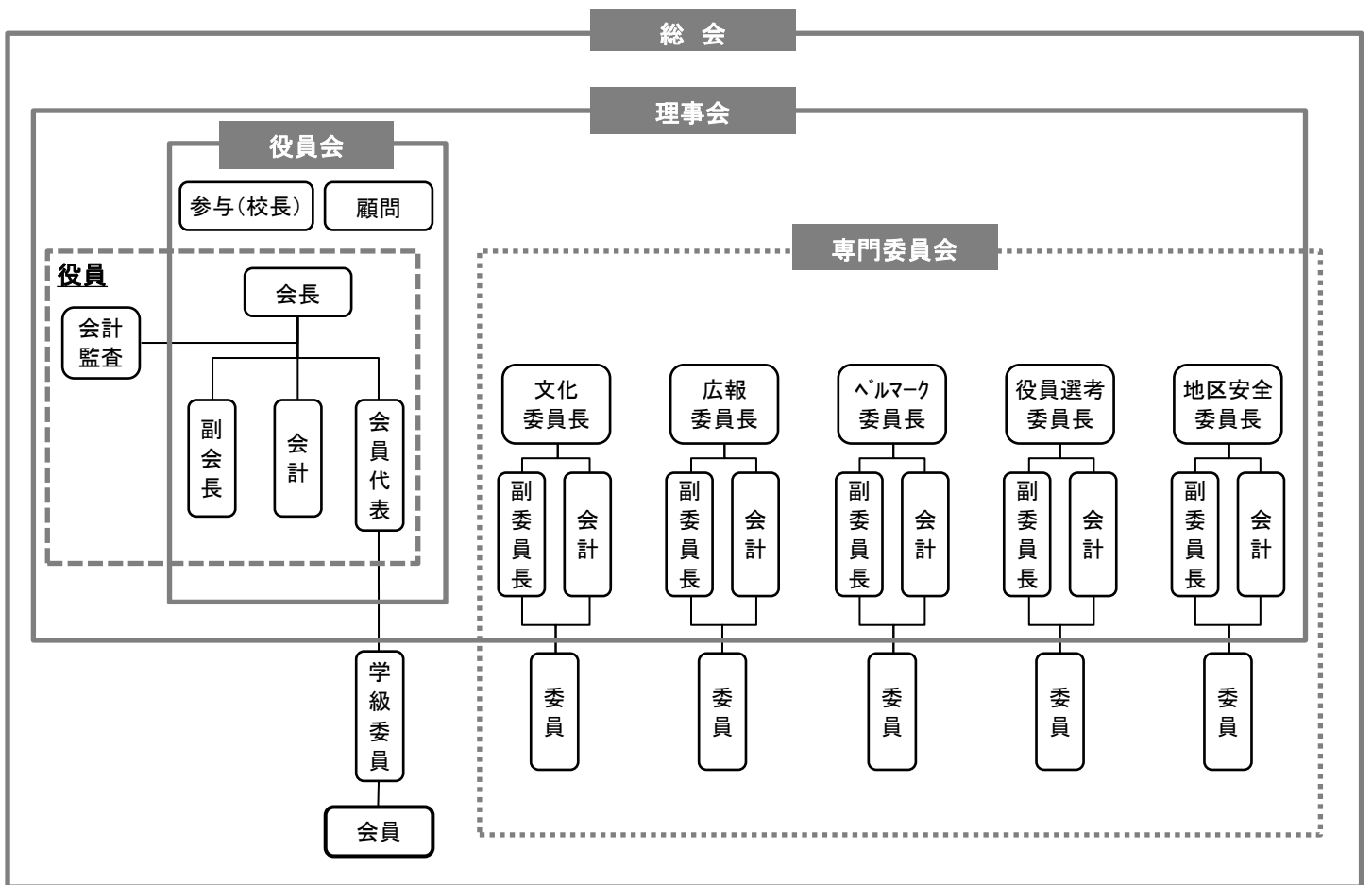
第2条 児童保護者の弔慰金について次の通りとする。

- (1) 死亡（児童および児童の保護者） 5,000 円

第3条 その他、特別な場合には、役員会にて特別審議する。

令和 3 年 4 月 1 日細則一部改定

## 鳩ヶ谷小学校PTA組織図



- ・ 役員は役員選考委員会で選考し、総会にて承認を得る
- ・ 副会長に教頭を含む
- ・ 会計監査に事務職員1名を含む
- ・ 会員代表に教職員1名を含む
- ・ 各専門委員に教職員を含む